
令和元年度

第1回川口市青少年問題協議会

令和元年6月26日（水） 午前10時

生涯学習プラザ 1階 講座室1号

次 第

1 開 会

2 委嘱式

- (1) 委嘱書交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員自己紹介

3 会長の選任等

- (1) 会長選任
- (2) 会長あいさつ
- (3) 会長代理の指名
- (4) 会長代理のあいさつ

4 議 題

ページ

- (1) 川口市青少年問題協議会について 1
- (2) 川口市の青少年対策について 6
- (3) 川口市の青少年の現状について 1 1
- (4) 青少年の健全育成等について
- (5) その他 1 6

5 閉 会

議題(1)川口市青少年問題協議会について

川口市青少年問題協議会概要

| | | | |
|---------|--|----------------|---------|
| 設置根拠法令等 | 地方青少年問題協議会法・川口市青少年問題協議会条例 | | |
| 設置年月日 | 昭和30年4月1日 | | |
| 所掌事務 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 | | |
| 委員数・任期 | 15人・2年（任期:令和元年6月1日～令和3年5月31日） | | |
| 委員の氏名 | 氏名 <small>※敬称略</small> | 備考 | |
| | 齋野 祐子 | 公募市民 | 市民 |
| | 高橋 陽子 | 公募市民 | |
| | 小野寺 秀明 | 川口市青少年団体連絡協議会 | 青少年関係団体 |
| | 富田 政弘 | 川口市少年軟式野球連盟 | |
| | 亀田 照美 | 川口市青少年育成推進員協議会 | |
| | 田中 隆行 | 川口機械工業協同組合 | |
| | 赤地 久美 | 川口市民生委員児童委員協議会 | |
| | 豊嶋 伸次 | 川口市PTA連合会 | |
| | 渡辺 光子 | 川口地区保護司会 | |
| | 二瓶 亮 | 川口商工会議所青年部 | |
| | 菊地 美代子 | 川口商工会議所女性会 | |
| | 竹村 久 | 川口警察署生活安全課 | |
| | 田中 崇 | 武南警察署生活安全課 | |
| | 大山 孝一 | 中学校長会 | 知識経験者 |
| 板橋 利行 | 小学校長会 | | |

(設 置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (略)

○川口市青少年問題協議会条例

昭和53年3月30日

条例第58号

改正 昭和55年6月27日条例第18号

平成12年6月29日条例第42号

平成26年3月20日条例第4号

平成27年3月11日条例第21号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平成12条例42・一部改正）

(委員)

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

（平成26条例4・追加）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成26条例4・旧第2条繰下）

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（平成26条例4・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成26条例4・追加)

(関係者の出席及び資料の提出)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成26条例4・旧第5条繰下・一部改正)

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(平成26条例4・追加)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成26条例4・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(昭和55条例18・一部改正、平成26条例4・旧第7条繰下、平成27条例21・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

(平成12条例42・一部改正、平成26条例4・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 川口市青少年問題協議会設置条例(昭和35年条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和55年6月27日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第1条の規定により設置された川口市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会長である者及び協議会の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定により選任され、又は同条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

議題（２） 川口市の青少年対策について

◆第5次川口市総合計画の位置づけ

《めざす姿》 「Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

《施 策》 「2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」

【基本方針】

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていく。

《単位施策》 「① 学校の教育力向上」

「② 地域の教育力・健全育成活動の充実」

《重点目標と主な取り組み》

② 地域の教育力・健全育成活動の充実

- ・学校における学習活動や安全確保、環境整備などのボランティアを行う学校応援団へ保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進する。
- ・子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。
- ・子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。
- ・学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。
- ・困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

◆青少年対策室の事業（令和元年度）

| | 事業名 | 日時・場所 |
|----|------------------------------|--|
| 1 | 青少年育成推進員協議会 | 5月22日(水) 14:00- 川口市役所 大会議室 |
| 2 | 公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議 | 5月30日(木) 14:00- SKIPシティ 多目的ホール |
| 3 | 指導者養成講習会 (青年ボランティア養成講習会) | 3事業開催予定 [春]青少年まつり 6月 2日(日) [秋]七つの祝い 10月14日(祝) [冬]クリスマス会 12月 8日(日) |
| 4 | 青少年まつり | 6月 2日(日) 10:00- グリーンセンター |
| 5 | 青少年問題協議会 | 6月26日(水) 10:00- 生涯学習プラザ 講座室1号 (※年2回 2回目の日時・場所未定) |
| 6 | 青少年非行防止キャンペーン | [夏] 7月 3日(水) 17:30- 川口駅 7月11日(木) 17:30- 蕨駅 [秋] 11月 7日(木) 16:00- 東川口駅 |
| 7 | 愛のひと声・あいさつ運動 | 7月21日(日)－8月31日(土) |
| 8 | 子ども自然体験村 | 7月21日(土)－23日(火) 小平の里 (群馬県みどり市) ※事前研修会 6月30日(日) |
| 9 | 通学合宿 | ①9月25日(水)－28日(土) 横曽根公民館 ※事前研修会 9月16日(月・祝) ②10月16日(水)－19日(土) 前川公民館 ※事前研修会 10月6日(日) |
| 10 | 七つの祝い | 10月14日(月・祝) 11:00- グリーンセンター |
| 11 | おかめ市街頭補導 | 12月15日(日) 川口神社 12月19日(木) 飯塚氷川神社 12月 日() 鳩ヶ谷氷川神社 未定 |
| 12 | 親と子の音楽会 | 2月23日(日) 14:00- リリア 音楽ホール |
| 13 | 明るい街づくり運動推進大会 | 3月 7日(土) 14:00- リリア 音楽ホール |
| 14 | 三市青少年の船 ※担当:川口市 | 結団式 3月 1日(日) 10:00- リリア 音楽ホール 研修会 3月下旬(3泊4日) |
| 15 | いじめ防止推進事業 | いじめ相談窓口 面接相談(要予約) 毎月第1～3週の木曜日/午後(月によって変動あり) 川口市役所第2庁舎内会議室 ※電話窓口 8:30 - 17:15受付(土・日、祝日、年末年始を除く) |

◆平成30年度事業の概要と課題

- 1 子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。

(1) 子ども自然体験村

【概要】 野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの共同生活の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的とし、実施するもの。

【実績】 平成30年7月22日～24日／小平の里（群馬県みどり市）

参加者 小中学生40人

【課題】 リーダーとなる若手キャンプ指導者の確保、現場における安全性の更なる確保

(2) 通学合宿

【概要】 親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的として実施するもの。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すもの。

【実績】 平成30年 9月26日～29日／南平公民館 参加者19人

平成30年10月17日～20日／芝北公民館 参加者 9人

参加対象者 小学4年生～6年生

【課題】 生活指導者の確保、実施可能な地域や学校に制限（入浴施設等の減少）

(3) 川口市七つの祝い

【概要】 来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するもの。

【実績】 平成30年10月 8日／グリーンセンター 参加幼児 754人

【課題】 参加者増加に向けたPR方法等

(4) 親と子の音楽会

【概要】 親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的とし、実施するもの。

【実績】 平成31年2月24日／川口総合文化センターリリア 参加者630人

【課題】 同一事業を長年実施していることによる新規性の乏しさ

2 子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。

(1) 青少年指導者養成講習会

【概要】 青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るもの。

【実績】 青年ボランティア養成講習会

| | | | | | |
|-------|-----|----|-----------|-----|-----|
| 平成30年 | 6月 | 3日 | ／グリーンセンター | 参加者 | 12人 |
| | 10月 | 8日 | ／グリーンセンター | 参加者 | 11人 |
| | 12月 | 9日 | ／南平公民館 | 参加者 | 28人 |

【課題】 青少年のリーダーとしての内面的な意識の向上、事業の定着及び周知

3 学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。

(1) 青少年非行防止キャンペーン

【概要】 青少年の非行防止の啓発のため、駅頭でキャンペーンを実施するもの。

【実績】 平成30年 7月 4日／川口駅頭 参加者 133人
7月 11日／西川口駅頭 参加者 30人
11月 7日／東川口駅頭 参加者 46人

【課題】 啓発活動への参加者が減少傾向、活動の時間と場所が限定的

(2) 愛のひと声・あいさつ運動

【概要】 青少年の犯罪や非行を防止し、健全に育成するため、地域で見守り、あいさつを交わす習慣をつくる運動を実施するもの。

【実績】 実施団体 130団体 参加者 75,018人
延べ活動日数 11,717日

【課題】 実施団体への事業の趣旨等の周知、より一層の参加者の確保

(3) おかめ市街頭補導

【概要】 青少年を犯罪や非行、事故等から守るため、毎年12月開催されるおかめ市周辺のパトロール及び補導活動を実施するもの。

【実績】 平成30年 12月 15日／川口神社 補導参加者 58人
12月 19日／飯塚氷川神社 補導参加者 12人
12月 23日／鳩ヶ谷氷川神社 補導参加者 88人

【課題】 関係団体、関係機関との更なる協力・連携

(4) 明るい街づくり運動推進大会

【概要】 青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取り組みの一層の進展を期するもの。

【実績】 平成31年3月2日／川口総合文化センターリリア 参加者433人

【課題】 地域における健全育成活動の活性化

(5) 小・中学生作文コンクール

【概要】 小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的とし、実施するもの。

【実績】 作品数 小学生1,014作品、中学生135作品

【課題】 応募学校の偏り、応募作品数・応募校数ともに減少傾向

4 困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

(1) いじめ防止推進事業

【概要】 平成29年4月に施行された「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に対応して、必要な調査及び調整を行う。

【実績】 相談ケース数 18ケース

※うち、委員との面談が行われたのは6ケース（延べ14回対応）。

次年度面談予定の1ケースを除いた残り11ケースは面談には至らず、電話等の対応で終了している。

【課題】 学校現場での初期対応の充実、保護者への説明や対応等の充実、本委員会のいじめ相談窓口の周知

議題（3）川口市の青少年の現状について

1 人口について

◆人口・世帯数・人口動態の推移（平成 21-31 年）

単位：人・世帯

| | 人口 | 世帯 | 対前年 人口増減数 | 自然動態 | | 社会動態 | |
|------|---------|---------|--------------|-------|-------|--------|--------|
| | | | | 出生 | 死亡 | 転入等 | 転出等 |
| 平成 | | | | | | | |
| 21 年 | 511,201 | 226,792 | 5,399 | 4,917 | 3,512 | 29,910 | 27,478 |
| 22 年 | 515,038 | 229,926 | 3,837 | 4,856 | 3,648 | 28,231 | 27,306 |
| 23 年 | 517,171 | 232,550 | 2,133 | 4,763 | 3,937 | 27,219 | 27,937 |
| 24 年 | 579,021 | 260,715 | 61,850 | 5,252 | 4,532 | 30,212 | 29,101 |
| 25 年 | 580,852 | 259,048 | 1,831 | 5,291 | 4,575 | 30,494 | 28,073 |
| 26 年 | 583,989 | 262,302 | 3,137 | 5,140 | 4,592 | 31,597 | 26,929 |
| 27 年 | 589,205 | 266,902 | 5,216 | 5,327 | 4,858 | 31,758 | 28,748 |
| 28 年 | 592,684 | 270,957 | 3,479 | 5,207 | 4,767 | 31,344 | 28,973 |
| 29 年 | 595,495 | 274,870 | 2,811 | 4,954 | 5,036 | 34,034 | 29,397 |
| 30 年 | 600,050 | 280,069 | 4,555 | 4,833 | 5,256 | 34,076 | 29,865 |
| 31 年 | 603,838 | 285,043 | 3,788 | - | - | - | - |

※人口・世帯は1月1日現在の日本人と外国人の合計

(川口市統計資料)

※人口動態は各年1月1日-12月31日

※平成23年10月11日川口市・鳩ヶ谷市合併

◆家族類型別一般世帯数・人員と18歳未満親族のいる一般世帯数・人員

単位：世帯・人

| | 一般世帯 | | | | |
|----------|----------|----------|-----------------|---------|-----------|
| | 世帯数 | 世帯人員 | 18歳未満の親族のいる一般世帯 | | |
| | | | 世帯数 | 世帯人員 | 18歳未満親族人員 |
| 親族のみの世帯 | 157,408 | 476,233 | 55,288 | 212,988 | 89,316 |
| 核家族世帯 | 141,573 | 409,988 | 48,787 | 179,768 | 79,139 |
| 核家族以外の世帯 | 15,835 | 66,245 | 6,501 | 33,220 | 10,177 |
| 非親族を含む世帯 | 3,172 | 8,025 | 351 | 1,549 | 547 |
| 単独世帯 | 84,324 | 84,324 | 110 | 110 | 110 |
| 総数 | ※245,502 | ※570,434 | 55,749 | 214,647 | 89,973 |

※世帯数・世帯人員の総数には不詳分含む

(平成27年 国勢調査)

- ※一般世帯
- ・住居と生計を共にしている人の集まり
 - ・一戸を構えて住んでいる単身者
 - ・間借り・下宿などの単身者
 - ・会社などの独身寮の単身者

◆地区別人口・世帯数・30歳未満人口（平成31年）

単位：人・世帯

| | 人口 (世帯数) | 平均 年齢 | | 30歳未満人口 | | | | |
|-----|----------------------|------------|---------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 0-6歳 | 7-12歳 | 13-15歳 | 16-18歳 | 19-29歳 |
| 川口市 | 603,838 (285,043) | 44.47 歳 | 174,606 (28.92%) | 35,475 | 31,187 | 15,355 | 16,119 | 76,470 |
| 中央 | 42,689 (21,728) | 43.07 歳 | 12,083 (28.30%) | 2,697 | 1,961 | 952 | 889 | 5,584 |
| 横曽根 | 71,621 (38,401) | 42.96 歳 | 21,989 (30.70%) | 4,105 | 3,096 | 1,511 | 1,579 | 11,698 |
| 青木 | 79,116 (38,164) | 45.61 歳 | 21,978 (27.78%) | 4,257 | 3,688 | 1,910 | 2,097 | 10,026 |
| 南平 | 65,098 (30,320) | 44.52 歳 | 18,562 (28.51%) | 3,673 | 3,644 | 1,795 | 1,756 | 7,694 |
| 新郷 | 39,888 (17,333) | 46.88 歳 | 10,582 (26.53%) | 2,117 | 2,234 | 1,092 | 1,188 | 3,951 |
| 神根 | 51,919 (22,445) | 46.50 歳 | 14,479 (27.89%) | 2,712 | 2,980 | 1,504 | 1,697 | 5,586 |
| 芝 | 82,103 (41,910) | 45.88 歳 | 22,747 (27.71%) | 4,360 | 3,278 | 1,761 | 1,909 | 11,439 |
| 安行 | 37,684 (15,283) | 43.38 歳 | 11,495 (30.50%) | 2,725 | 2,473 | 1,162 | 1,231 | 3,904 |
| 戸塚 | 68,898 (29,475) | 40.78 歳 | 22,715 (32.97%) | 5,052 | 4,268 | 2,000 | 2,139 | 9,256 |
| 鳩ヶ谷 | 64,822 (29,984) | 45.26 歳 | 17,976 (27.73%) | 3,777 | 3,565 | 1,668 | 1,634 | 7,332 |

※人口・世帯は1月1日現在の日本人と外国人の合計

(川口市統計資料)

2 少年非行の現状について

非行少年補導（検挙）状況

平成30年1月～12月 下段（ ）内は前年数値
※人数については平成31年3月現在の暫定値

| | | 補導（検挙）数（人） | | | 構成比（％） | | | 摘 要 | |
|------------------|------------------|------------|---------------|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| | | 川 口 警察署 | 武 南 警察署 | 計 | 川 口 警察署 | 武 南 警察署 | 計 | | |
| 非 行 少 年 | 犯 罪 少 年 | 刑 法 犯 | 72 (57) | 39 (40) | 111 (97) | 9.0 (4.9) | 4.8 (4.3) | 6.9 (4.7) | |
| | | 特別法犯 | 7 (8) | 3 (4) | 10 (12) | 0.9 (0.7) | 0.4 (0.4) | 0.6 (0.6) | |
| | | 計 | 79 (65) | 42 (44) | 121 (109) | 9.9 (5.6) | 5.1 (4.7) | 7.5 (5.2) | |
| | 触 法 少 年 | 刑 法 犯 | 14 (4) | 14 (27) | 28 (31) | 1.8 (0.3) | 1.7 (2.9) | 1.7 (1.5) | |
| | | 特別法犯 | 0 (1) | 3 (0) | 3 (1) | 0.0 (0.1) | 0.4 (0.0) | 0.2 (0.0) | |
| | | 計 | 14 (5) | 17 (27) | 31 (32) | 1.8 (0.4) | 2.1 (2.9) | 1.9 (1.5) | |
| | ぐ 犯 少 年 | 0 (0) | 1 (2) | 1 (2) | 0.0 (0.0) | 0.1 (0.2) | 0.1 (0.1) | | |
| | 小 計 | 93 (70) | 60 (73) | 153 (143) | 11.7 (6.1) | 7.3 (7.8) | 9.5 (6.9) | | |
| | 不良行為少年 | | 704 (1083) | 760 (857) | 1464 (1940) | 88.3 (93.9) | 92.7 (92.2) | 90.5 (93.1) | |
| | 合 計 | | 797 (1153) | 820 (930) | 1617 (2083) | 100 (100) | 100 (100) | 100 (100) | |

資料提供：川口警察署・武南警察署

非 行 少 年……犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

犯 罪 少 年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

○刑法犯少年……刑法の各本条に定められている行為（交通関係を除く。）をした少年

○特別法犯少年……刑法及び道路交通法以外の法令に違反する行為をした少年

触 法 少 年……14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ 犯 少 年……性格、環境に照らして将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為を
するおそれのある少年

不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、その他自己または他人の徳性を
害する行為をしている少年

罪 種 別 非 行 状 況

1 犯罪少年（刑法に規定する罪を犯した14歳以上20歳未満の少年） 単位：人

平成30年1月～12月 下段()内は前年数値
※人数については平成31年3月現在の暫定値

| | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | 計 | 摘 要 |
|-------------|----------|------------|------------|-----------|----------|------------|-------------|-----|
| 川口警察署 管内 | 1 (2) | 12 (21) | 37 (20) | 5 (1) | 1 (2) | 16 (11) | 72 (57) | |
| 武南警察署 管内 | 6 (0) | 4 (6) | 14 (26) | 6 (1) | 1 (1) | 8 (6) | 39 (40) | |
| 合 計 | 7 (2) | 16 (27) | 51 (46) | 11 (2) | 2 (3) | 24 (17) | 111 (97) | |

2 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年） 単位：人

平成30年1月～12月 下段()内は前年数値
※人数については平成31年3月現在の暫定値

| | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | 計 | 摘 要 |
|-------------|----------|----------|------------|----------|----------|-----------|------------|-----|
| 川口警察署 管内 | 1 (0) | 3 (0) | 5 (4) | 0 (0) | 0 (0) | 5 (0) | 14 (4) | |
| 武南警察署 管内 | 0 (0) | 0 (0) | 11 (9) | 0 (1) | 0 (0) | 3 (17) | 14 (27) | |
| 合 計 | 1 (0) | 3 (0) | 16 (13) | 0 (1) | 0 (0) | 8 (17) | 28 (31) | |

資料提供：川口警察署・武南警察署

不 良 行 為 別 状 況

平成30年1月～12月 下段()内は前年数値
 ※人数については平成31年3月現在の暫定値

| 行 為 種 別 | 補 導 (検 挙) 数 (人) | | | 構 成 比 (%) | | | 摘 要 |
|---------|---------------------|--------------|----------------|------------------|------------------|------------------|-----|
| | 川 口 警 察 署 | 武 南 警 察 署 | 計 | 川 口 警 察 署 | 武 南 警 察 署 | 計 | |
| 飲 酒 | 9 (17) | 4 (8) | 13 (25) | 1.3 (1.6) | 0.5 (0.9) | 0.9 (1.3) | |
| 喫 煙 | 48 (106) | 35 (100) | 83 (206) | 6.8 (9.8) | 4.6 (11.7) | 5.7 (10.6) | |
| 薬 物 乱 用 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0.0 (0.0) | 0.0 (0.0) | 0.0 (0.0) | |
| 刃物等所持携帯 | 0 (2) | 0 (0) | 0 (2) | 0.0 (0.2) | 0.0 (0.0) | 0.0 (0.1) | |
| 粗 暴 行 為 | 29 (52) | 17 (78) | 46 (130) | 4.1 (4.8) | 2.2 (9.1) | 3.1 (6.7) | |
| 金品不正要求 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0.0 (0.0) | 0.0 (0.0) | 0.0 (0.0) | |
| 深夜はいかい | 426 (715) | 673 (602) | 1099 (1317) | 60.5 (66.0) | 88.6 (70.2) | 75.1 (67.9) | |
| 家 出 | 7 (8) | 7 (17) | 14 (25) | 1.0 (0.7) | 0.9 (2.0) | 1.0 (1.3) | |
| 無 断 外 泊 | 2 (3) | 1 (25) | 3 (28) | 0.3 (0.3) | 0.1 (2.9) | 0.2 (1.4) | |
| 不健全性的行為 | 4 (1) | 3 (0) | 7 (1) | 0.6 (0.1) | 0.4 (0.0) | 0.5 (0.1) | |
| 性的いたづら | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0.0 (0.0) | 0.0 (0.0) | 0.0 (0.0) | |
| 不 良 交 友 | 0 (0) | 6 (6) | 6 (6) | 0.0 (0.0) | 0.8 (0.7) | 0.4 (0.3) | |
| 怠 学 | 19 (9) | 5 (3) | 24 (12) | 2.7 (0.8) | 0.7 (0.4) | 1.6 (0.6) | |
| 不健全娯楽 | 147 (164) | 1 (0) | 148 (164) | 20.9 (15.1) | 0.1 (0.0) | 10.1 (8.5) | |
| 金品持出し | 11 (5) | 7 (0) | 18 (5) | 1.6 (0.5) | 0.9 (0.0) | 1.2 (0.3) | |
| 暴 走 行 為 | 2 (1) | 1 (3) | 3 (4) | 0.3 (0.1) | 0.1 (0.4) | 0.2 (0.2) | |
| そ の 他 | 0 (0) | 0 (15) | 0 (15) | 0.0 (0.0) | 0.0 (1.8) | 0.0 (0.8) | |
| 合 計 | 704 (1083) | 760 (857) | 1464 (1940) | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) | |

資料提供：川口警察署・武南警察署

議題(5)その他

令和元年度川口市青少年問題協議会スケジュール(案)

- ・第1回 令和元年6月26日(水)
- ・第2回 令和元年11月中旬～12月予定

令和2年度川口市青少年問題協議会スケジュール(案)

- ・第1回 令和2年6月～7月予定
- ・第2回 令和2年11月～12月予定
- ・第3回 令和3年2月～3月予定

